

第 31 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 月 27 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 5年 1月 27日 (金) 13時00分～13時31分

●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件 |
| 日程第3 | 報告第2号 農地賃貸借料情報公表報告の件 |
| 日程第4 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件 |
| 日程第5 | 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件 |
| 日程第6 | 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に係る意見書提出の件 |

●出席委員

1番 島部 亨	2番 敬松 穣治	3番 小寺 典子	4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴	6番 早苗 裕典	7番 森田 文秀	8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉	10番 谷口 栄治	11番 廣江 英幸	12番 後藤 和則
13番 西川 幹生	14番 相澤 研二	15番 浅井 隆久	17番 浅野 博文

●欠席委員

16番 森本 敏彦

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 竹川 恭史

●議事録署名委員

15番 浅井 隆久 17番 浅野 博文

(13時00分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、15番 浅井委員、17番 浅野委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番、番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地賃貸借料情報公表報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地賃貸借料情報公表報告の件を議題といたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 農地賃貸借料情報公表報告の件。農地法第52条の規定により、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに許可（公告）された農地の賃貸借に関する賃貸借料の情報を公表しましたので報告する。

【議案説明】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。はじめに番号1番についてですが、浅野委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、浅野委員には議事参与が制限されることとなります。浅野委員には、議事終了まで退席願います。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

(13時06分 休憩)

(13時06分 再開)

○議長（島部会長） 休憩を解き、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。この案件については、経営移譲に伴う親から子への使用貸借の申請です。借人は、就農し20年以上経過しており、今では経営の柱となっています。親子間の貸借であり、問題のない案件です。

○議長（島部会長） ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

(13時09分 休憩)

(13時09分 再開)

○議長（島部会長） 休憩を解き、会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので番号2番、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番 番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（横溝委員） 8番横溝。申請地は、関山地区にあります。譲渡人（貸人）は、以前より譲受人（借人）に農作業全般を委託しており、また譲受人（借人）についても、農作業量の拡大に伴い、それなりの投資をしてきていました。今般、譲渡人（貸人）が営農を中止するにあたり、一部売却で残りは賃貸借を希望し、譲受人（借人）も了解したことから、今回の申請となりました。

○議長（島部会長） ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 続いて番号順に採決を行います。はじめに番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 谷口委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番（谷口委員） 10番谷口です。申請地は、市街地より南に11キロメートルほど、明盛地区にあり、9線の12号から13号の間にあります。これまで、同じ地域の方が耕作していましたが、先般借り手の事情により合意解約を行ったところです。借人は、貸人と親戚関係にあることから、解約された農地について耕作の希望があったことから今回の申請となりました。

○議長（島部会長） ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号5番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 敬松委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番（敬松委員） 2番敬松。当該地は、白樺高校の南側約600メートル、貸人の自宅周辺の農地であります。7～8年前より借人に農作業の一部を委託しておりましたが、昨年の秋に一時体調を壊したことから営農規模を縮小することとなりました。借人は、28年前に法人化し、町内外において農産物の生産や作業等の受託を行っています。

○議長（島部会長） ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号6番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林。貸人は昨年営農を中止し農地を貸借していますが、今回の申請地については、親戚が経営している法人に貸付けを希望し申請となりました。借人は、新規参入の一般法人となり本町では始めてのケースとなります。借人は、今後 経営改善計画の認定や農協の組合員となることも視野にいれています。また、これまで除礫や整地などの作業を受託しており、耕作については問題ないと思われます。

○議長（島部会長） ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号96番、整理番号97番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号96番、整理番号97番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。整理番号96番、整理番号97番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。整理番号96番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号96番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号97番について、原案のとおり決定することに異議ませ

んか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号97番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第6 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に係る意見書提出の件。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により。芽室町より意見を求められた次の農用地利用配分計画（案）について、審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

○議長（島部会長） 以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば举手をお願いします。

【なし・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第31回総会を閉会いたします。

(13時31分 閉会)

以上、農業委員会會議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 1月 27日

議 長 (農業委員会会長)

会 議 錄 署 名 委 員

会 議 錄 署 名 委 員